

令和8年度  
躍進的な事業推進のための  
設備投資支援事業

助成事業説明会

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
企画管理部 設備支援課

1

設備支援課 課長よりご挨拶

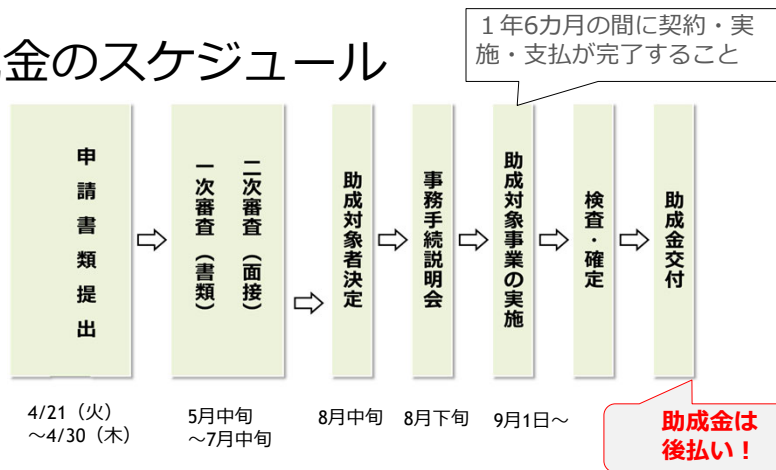
2

## 事業の目的

本事業は、都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。

これにより、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。

## 助成金のスケジュール



## 事業の概要①

対象者	基準日時点で <b>東京都内に登記簿上の本店または支店</b> があり、 <b>都内で2年以上</b> 継続して事業を行っている中小企業者等（※都外に機械設備を設置する場合は、都内に本店があること）
助成対象事業	I～Ⅲまでのいずれかの事業であること I 競争力強化 II 後継者チャレンジ III アップグレード促進

## 事業の概要②

対象期間	交付決定の翌月1日から <b>1年6ヶ月間</b>
対象経費	製品の製造や役務の提供のための機械設備で、税法上の固定資産の内「 <b>機械装置</b> 」「 <b>器具備品</b> 」「 <b>ソフトウェア</b> 」のいずれかに該当するもの

### 注意！

機器・ソフトウェアともに、既存設備の改良改修は不可

## 対象経費（ソフトウェア）に関する注意点

・パッケージ・アドオン・プラグイン等既に仕様が決まってお  
り販売されているものが対象

※スクラッチ開発等大掛かりな開発要素のあるものは対象外

・ソフトウェア対象経費の考え方

ソフトウェアの助成対象経費は**1基300万円以上2,000万円以下**と  
なります。

また複数基の場合でも助成対象経費の合計は**2,000万円以下**となり  
ます。

## 助成率・助成限度額

事業区分		助成率			助成額
		通常コース	ゼロエミコース	賃上げコース	
I 競争力強化	中小企業者	1/2 以内	3/4 以内	3/4 以内	100万～1億円
	小規模企業者	2/3 以内	3/4 以内	4/5 以内	
II 後継者チャレンジ		2/3 以内	3/4 以内	3/4 以内	
III アップグレード促進		3/4 以内			1億円～2億円

助成対象経費×  
助成率≥100万円

小規模企業者の定義  
常用従業員数

製造業・その他 20人以下  
商業・サービス業 5人以下

※アップグレード促進区分の申請にあたっては、ゼロエミコース及び賃上げコースどちらの要件も満たす必要があります。

対象設備の1基50万円以上、とは異なりますのでご注意ください

## 助成対象事業①

### I 【競争力強化】

競争力強化及び生産性向上のために新たに必要となる機械設備等を新たに導入する事業

事業例 ※あくまで例示なので上記目的に合致していれば対象可	
量産体制の構築	安定供給体制の確立
多品種少量生産への対応	生産工程の改善
製品、技術の品質向上、信頼性確保	特殊素材、難加工、複雑形状への対応
コストダウン	一貫加工への対応
短納期への対応	不良率削減
感染症対策関連商品の増産要請対応	

## 助成対象事業②

### II 【後継者チャレンジ】

事業承継を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題の取り組みに必要な機械設備を新たに導入する事業

**【対象者】** 基準日の3年前から助成対象期間の起点の前日までに事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者

①同一法人による代表者交代 ②法人間のM&A 等

事業例	
事業転換に向けた新製品の生産	新たな経営戦略に基づく製品・技術・サービスの高付加価値化
新たな生産方式の導入による品質保証体制の確立	新事業分野への参入

## 助成対象事業③

### Ⅲ【アップグレード促進】



競争力強化及び生産性向上を実現し、地域経済の中心となるべく成長するために必要となる機械設備を新たに導入する事業

#### 事業例

機械高度化に伴う受注増に対応した地域経済との連携	サプライチェーンの都内回帰
--------------------------	---------------

※ **ゼロエミッション**への取組み及び一定の**賃上げ**の実施が必須となります。

## 助成対象事業③

### Ⅲ【アップグレード促進】

#### 具体例①

事業計画：【精密金属加工業】地域・町工場ネットワークのデジタル・ハブ化

導入設備：高精度5軸加工機 + クラウド型生産管理・図面共有システム

ストーリー：

近隣の協力工場は技術はあるがIT化が遅れ、納期管理や複雑な図面対応が難しく受注が減っている。そこで、自社が最新設備とシステムを導入。

受注窓口（ハブ）となり、高難度な一次加工を自社で行い、仕上げ工程を地域の協力工場へデジタル図面と共に発注する。

自社が「発注者」としてデジタル検品まで代行することで、IT化が遅れている協力工場の製品も大手メーカーに納品可能にする。地域全体の受注総量を底上げする。

## 助成対象事業③

### Ⅲ【アップグレード促進】

#### 具体例②

事業計画：【食品製造卸】東京産未利用資源の高度アップサイクルによる「共創型・地域循環サプライチェーン」の構築と展開

導入設備：高機能粉碎・抽出ライン（低酸素・低温加工） + AI連携型品質管理・自動包装システム

ストーリー：

都内農家やメーカーで発生する規格外野菜や副産物は、高い栄養価を持ちながら廃棄や安価な取引に留まっている。本事業では低酸素・低温加工設備を導入し、これらを風味と栄養を損なわない「高機能素材」へと再生する。自社がハブとなり、既存の取引先である製パン・製菓業者等へこの素材を提供し、二次加工を委託する「共創型プラットフォーム」を構築する。新素材による高付加価値商品の開発を通じ、既存取引先への発注量を大幅に増大させ、地域全体での利益拡大を実現する。供給元から加工先までを繋ぐ循環型サプライチェーンのリーダーとして、地域経済を牽引する。

## 生産性の向上を図る計画

生産性の向上※を図る事業計画である必要があります。

※従業員一人当たりの付加価値額（＝「労働生産性」）を設備投資実施から3～5年後の間のいずれかで年率3%以上向上する計画であること

経過年数	「従業員一人当たりの付加価値額（＝労働生産性）」の伸び率
3年後	9%以上
4年後	12%以上
5年後	15%以上

## 助成率優遇① ゼロエミコース

I, II の事業区分で、ゼロエミコースを選択した場合

- ・「ゼロエミッション概要書」の提出が必要となります。
- ・記載項目について妥当性を確認し、省エネ効果等が認められる取組について助成率を拡充。
- ・中小企業 1 / 2 ⇒ 3 / 4
- ・小規模企業 2 / 3 ⇒ 3 / 4

## 助成率優遇② 賃上げコース

I, II の事業区分で、賃上げコースを選択した場合

- ・「賃金引上げ計画書」の提出が必要となります。

一定の賃上げ（賃金引上げ期間において、基準給与支給総額2%増加、最低賃金よりも事業場内最低賃金+30円）を実施する場合、助成率を拡充。

**※新設の事業所に機械設備を導入する場合は賃上げ要件の優遇を受けることができません。**賃上げ要件で助成率優遇を受けられるのは、既に従業員が所属している事業所に機械設備を導入する事業計画に限られますのでご注意ください。

### ※ 2回払い

- ① 1回目は賃上げ要件の優遇を受けない助成率（1 / 2 ~ 2 / 3 以内）の交付
- ② 2回目は賃金引き上げ計画の達成確認後に賃上げ要件の助成率（3 / 4 ~ 4 / 5 以内）から①を引いた額を交付

## 助成率優遇② 賃上げコース

### 注意！

申請時には必ず事業場内最低賃金が**地域別最低賃金以上**となっていることを確認してください。

### ※最低賃金に含まれない賃金・手当

- ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ・ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(厚生労働省：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/newpage\\_43898.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/newpage_43898.html))

## 申請時の必要書類【共通】

	I 競争力強化								II 後継者チャレンジ			III アップグレード促進
	中小企業者				小規模企業者				C1:通常コース	C2:ゼロエミコース	C3:賃上げコース	D1:ゼロエミコース及び賃上げコースいずれの要件も満たす必要有
	A1:通常コース	A2:ゼロエミコース (再エネ)	A3:ゼロエミコース (再エネ)	A4:賃上げコース	B1:通常コース	B2:ゼロエミコース (再エネ)	B3:ゼロエミコース (再エネ)	B4:賃上げコース				
申請Excel (様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請Word (様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
確定申告書3期分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
履歴事項全部証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書2期分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
積算根拠書類(見積書、見積もり 定理由書(様式第3号)、カタログ、見 積もり採用予定の会社の会社案内等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機械設備設置場所関連書類(機械 設備設置場所の外観・内観写真、機械設 備設置場所の平面図・配置図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会社関連書類(会社案内、法令上必 要な許認可の写し)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 申請時の必要書類【区分・コース別】

	I 競争力強化								II 後継者チャレンジ			III アップグレード促進 D1:ゼロエミコース及び賃上げコースいずれの要件も満たす必要有
	中小企業者				小規模企業者				C1:通常コース	C2:ゼロエミコース	C3:賃上げコース	
	A1:通常コース	A2:ゼロエミコース (賃上げ)	A3:ゼロエミコース (再エネ)	A4:賃上げコース	B1:通常コース	B2:ゼロエミコース (賃上げ)	B3:ゼロエミコース (再エネ)	B4:賃上げコース				
小規模企業者に該当することの 確認書（様式第4号）	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-
全事業所分の直近の「労働保険 概算・確定保険料申告書」	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-
事業承継概要書（様式第7号）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
事業の承継に関する取り交わし 文書等	-	-	-	-	-	-	-	-	○ (M&Aの場合のみ)	○ (M&Aの場合のみ)	○ (M&Aの場合のみ)	-
ゼロエミ概要書（様式第5-1号）	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
ゼロエミ概要書（様式第5-2号）	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	○
再生エネルギー関連の証明書	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
省エネ診断または省エネ最適化 診断の診断報告書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
賃金引上げ計画書（様式第6号）	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○
全従業員分の賃金台帳	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○
生産（増産）要請に関する証明 書（様式第8号）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
パートナーシップ構築宣言の写 し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
加算措置関連書類 ※加算措置を希望する場合のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 助成対象外経費

### 【対象外経費となる例】

- ・ デモンストレーション等を目的とし、生産や役務の提供のために  
**直接使用しない機械設備の導入経費**
- ・ 既存機械設備の**改良・修繕及び撤去・移設・処分**に係る経費
- ・ **中古品の購入経費**
- ・ 諸経費等、**内容が不明瞭な経費**
- ・ 設置場所の**整備工事や基礎工事**、電気工事等に係る経費
- ・ 機械設置後に発生する費用（**年間保守料、バージョンアップ費用、  
定期的な技術指導、教育訓練費用**等）
- ・ **割賦、リース、レンタル**、従量課金や定量課金、ライセンス使用  
に係る経費 等

## 機械設置場所

- ①所有物件又は賃貸借契約が結ばれていること
- ②設置場所は、以下のそれぞれの条件を満たすこと

設置場所	条件
東京都内	ア 基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店または支店があること イ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること
東京都以外	ア 基準日現在で、東京都内に登記簿上の本店があること イ 設置場所が、 <u>神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城・山梨</u> に所在すること ウ 原則、設置場所が基準日現在で県や市区町村、または政令指定都市が定める環境保全等に関する条例による、特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること

※いずれの場合も基準日現在で、東京都内事業所で継続的に2年以上事業を行っていることが条件

## 機械設置場所

### 注意！

- ・申請書に記載した設置場所は、原則変更できません。
- ・他社（関連会社含む）の従業員が混在するフロアや共有スペース等、助成事業者以外の使用が可能な場所には設置できません。
- ・東京都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることが必要  
例：機械設置場所が埼玉県の工場、社長自宅が都内にあり本店登記されている

## 財産の管理について

助成対象設備は、法定耐用年数or10年は財産を保有管理する必要があります。

→長期的な保有・運用を前提とした事業計画の策定をお願いします。

→法定耐用年数or10年未満で廃棄や売却等を実施する場合、**残存簿価相当額を基に算定した所定の額を会社に納付**する必要があります。

## 成果事例動画

▶ [https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/yakushin\\_jirei.html](https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/yakushin_jirei.html)



## 問い合わせ先

(公財) 東京都中小企業振興公社  
企画管理部 設備支援課 躍進助成金担当

電話番号 : 03-3251-7884